

| | |
|--------|--|
| 議案第52号 | 三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 地域支援課 | 市民サービスの向上及び協働のまちづくりの推進等を図るため、三田市中央公民館を市民センターとするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 内 容 | <p>【改正趣旨】 公民館を市民センター化することにより、行政サービスコーナーの設置や地域担当職員の配置など、市民サービスの向上及び協働のまちづくりの推進並びに施設の有効利用が図られるため、当該関係例規等の改正等を行うもの。</p> <p>【市民センター化の経緯】 三田市社会教育委員の会の答申を受け（平成24年度）、社会教育法に基づく施設から地方自治法に基づく公の施設への変更を図ることとなった。その後、新成長戦略プランに位置付け、検討を行ってきた。</p> <p>【市民センター化に伴う変更点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設名称の変更（さんだ市民センター） ② 休館日の設定（毎月第2火曜日） ③ サービスコーナーの設置 ④ 生涯学習機能（生涯学習カレッジ等）を本庁の文化スポーツ課で所管 ⑤ その他公民館から市民センターに変更することによる運用変更（館の予約方法、予約期間、減免、登録グループ条件など） <p>【改正内容】 市民センター条例中にさんだ市民センターを加える改正その他関連例規等の整備</p> <p>【施行期日】 平成28年9月1日</p> |